

注 文 書

1 工事番号 2025001180

2 工事名 令和7年度 新堀川管理用道路整備工事

3 施工地名 大崎市 松山地域 下伊場野地内

4 工事期限 令和8年2月27日

5 添付書類

(1) 特記仕様書

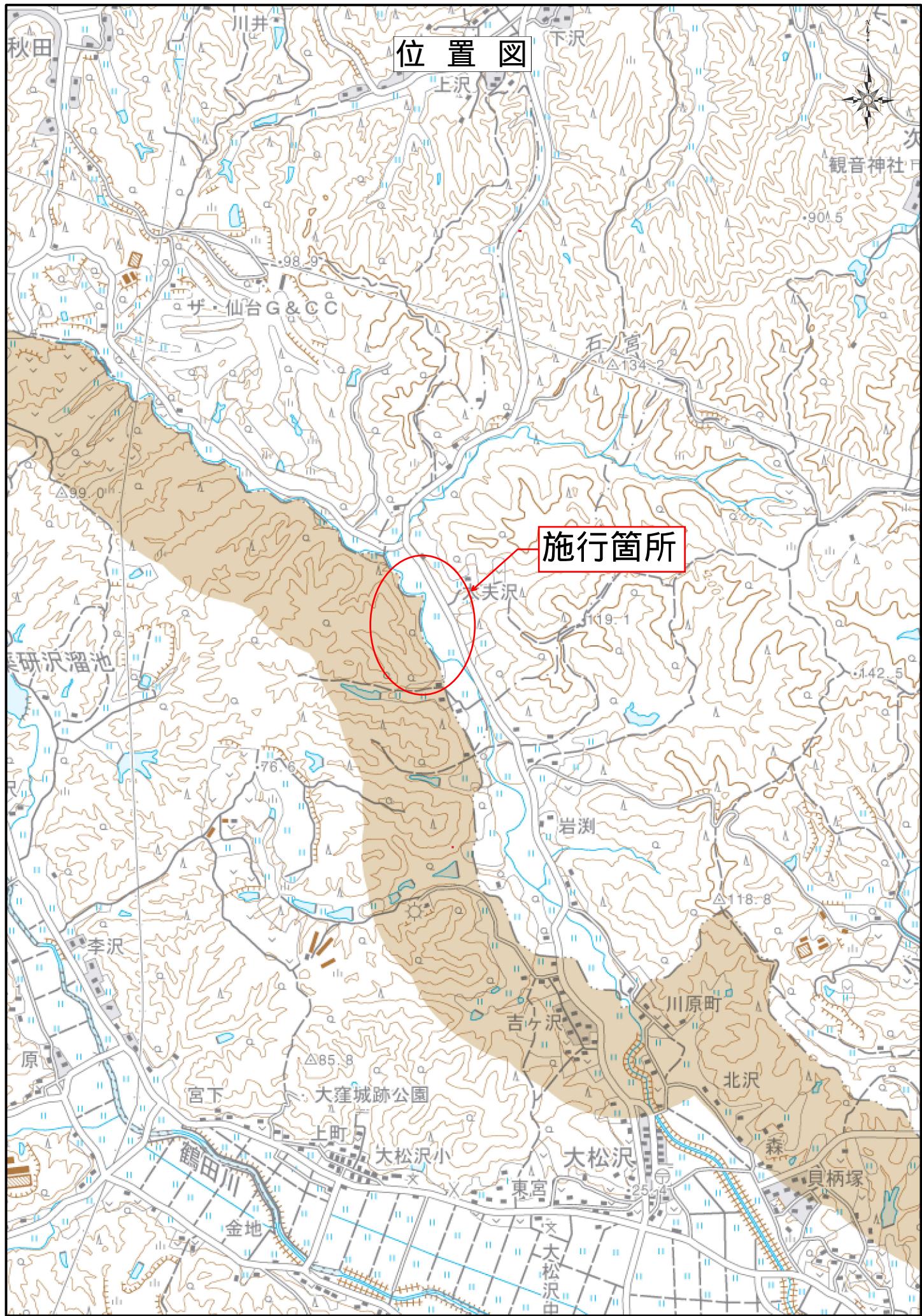
(2) 参考明細書

(3) 図面

6 担当課 松山総合支所 地域振興課

位置図

施行箇所



特記仕様書

第1章 総則

1. 本工事は総て設計図書、宮城県土木工事共通仕様書及び本特記仕様書、施工条件明示書に基づき施工し、また、工事箇所及び周辺にある地上・地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう事前に占用又は所有者の立ち会いを行い、施工に万全を期すると共に損害を与えた場合は請負者の責任において処置しなければならない。

第2章 材料

1. 工事材料の規格並びに材質は設計図書に明記されたものとし、監督員の承諾を得るものとする。
特に明記なきものについても、同様に監督員の承諾を得たものを使用するものとする。
2. 材料の検査においては、設計図書において明記されたものとするが、特に明記なきものも必要と思われるものについては、監督員と協議するものとする。
3. 材料に関する調査及び見本検査においても前項と同様とする。

第3章 施工

1. 施工に先立ち、施工計画書を監督員に提出し承諾を得るものとする。施工方法については、施工計画書を遵守するとともに現場条件に変化があった場合は、直ちに監督員と協議し施工計画書の変更を行うものとする。
2. 本工事において使用する建設機械は、排出ガス対策型の使用を原則とし、工事箇所において容易に確認できる書類を整備しておくこととする。

第4章 建設副産物処理

1. 本工事において発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
2. 再資源化施設において受入能力等により搬入不可能となった場合は、別の再資源化施設に搬入するものとする。
3. 再資源化施設に搬入不可能となった場合には、建設副産物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を得た処理施設に搬入処理するものとする。

なお、この処理施設以外で自社最終処分場が所定の条件を満たしていると認められる場合は、設計変更の対象とする。ただし、この場合でも処分費は当初設計額における処分費を超えないものとする。

また、自社最終処分場に処理する場合の処分費は、当該最終処分場までの運搬費と最終処分場における廃棄物処理費の合計とする。

4. 当該工事受注後は、速やかに施工計画書の中に再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書及び建設廃棄物処理計画書を作成し提出するものとする。
5. 建設廃棄物を処理したあとは、速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニュフェスト（積荷目録）を提出するものとする。

第5章 暴力団等の排除について

1. この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
2. 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
3. この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注

者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第6章 その他

1. 本工事に着手するにあたり、必要であれば警察署及び消防署等に道路使用許可申請、通行止めの協議をし、緊急・一般車両・歩行者等の交通に支障のないよう努めること。
2. 本工事において境界杭を破損・紛失した場合は、請負社の責任において復元するものとする。
また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。
3. 本工事における下請負、資材調達は大崎市内の企業を活用することを原則とする。
また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。
4. 本工事の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
5. 本工事は、週休2日工事【現場閉所型・交替制】の対象である。

6. 受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

7. 当初積算時には4週8休以上(通期)を確保した場合の経費の補正を行っており、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
また、工事着手前に受注者に対して「4週8休以上(月単位)」に取り組むか協議する。

8. 本工事は熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。

一 特記仕様書一

施工条件明示書

令和6年11月1日以降公告案件から適用

工事番号	2025001180			工事名	令和7年度 新堀川管理用道路整備工事		事務所名	松山総合支所地域振興課	
項目				条件	内 容		施工方法	備 考	
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者といふ。)の配置	<p>(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」</p> <p>(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)</p> <p>(3) 上記以外</p> <p>契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)</p> <p>契約工期初日以降、 日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。</p> <p>請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手</p> <p>上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html</p>								
3 特例監理技術者の配置	<p><input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 対象外 建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする</p> <p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」といふ。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同じにて2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一體性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工事や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。</p> <p>2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。</p> <p>3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。</p>								
4 積算基準及び設計単価の適用期日	<p>(1) 積算基準及び設計単価の適用について</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない 積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。</p> <p>(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない 本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。</p> <p>適用「なし」の理由 <input type="checkbox"/> 本工事の設計変更の対象は、設計変更時の追加工種のみとするため。</p>								
5 工程関係	<p>(1) 関連工事による施工時期の調整</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p> <p>(2) 施工時期による制限</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p> <p>(3) 関係機関等との協議の未成立</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p> <p>(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p>								
6 公害対策関係	<p>(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p>								
7 安全対策関係	<p>(1) 交通安全施設等の指定</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない 現場出入り口に誘導員を配置</p> <p>(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p>								
8 排水工関係	<p>(1) 潟水、湧水処理のための特別な対策の必要性</p> <p><input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</p>								

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内 容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。)
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタッフ等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタッフ等の推進を図ることとし、「ウィークリースタッフ等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めいくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うとする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 現場閉所型	<input type="checkbox"/> 交替制	対象実施困難工事 (例) の理由 ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため 現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制：現場閉所を行なうことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分			週休2日工事の区分は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 初回発注においては「通期の週休2日」を指定、積算している。 「月単位の週休2日」は受注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」を実施することとし、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 [「通期の週休2日」：対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」：対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。]
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	実行方法	備考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ◎ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」といふ。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 9.1% 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.2%</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領收書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある ◎ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下「試行要領」)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ◎ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある ◎ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所〇〇, 〇〇), △△地区(施工箇所〇〇, 〇〇), □□地区(施工箇所〇〇)」(以下、対象地区といふ)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある ◎ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の〇〇の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、〇〇の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある ◎ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。	補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

特記事項

1 追加事項1			
(1)工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、工事実績サービス(CORINS)に基づき、受注・完成・変更・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。		
(2)着手前調査測量および地下埋設物の確認について	施工に先立ち着手前測量を実施し縦横断計画図を監督員に提出すること。また、地下埋設物、占用物件等の有無についても事前に確認し、結果を監督員に提出すること。		
(3)その他	本設計仕様等で疑義が生じた場合は直ちに監督職員と協議するものとし、打合せ・協議・承諾・指示等に内容はすべて工事打合せ簿等の書面で行うこと。		
(4)追加			
(5)追加			
2 追加事項2			
(1)追加			
(2)追加			
(3)追加			
(4)追加			
(5)追加			
3 追加事項3			
(1)追加			
(2)追加			
(3)追加			
(4)追加			
(5)追加			
4 追加事項4			
(1)追加			
(2)追加			
(3)追加			
(4)追加			
(5)追加			
5 追加事項5			
(1)追加			
(2)追加			
(3)追加			
(4)追加			
(5)追加			
6 追加事項6			
(1)追加			
(2)追加			
(3)追加			
(4)追加			
(5)追加			
7 追加事項7			
(1)追加			
(2)追加			
(3)追加			
(4)追加			
(5)追加			

※本工事工種は「道路土工」である。

※施工地域補正「補正無し」である。

※復興係数補正「あり」である。

※交通誘導警備員の配置人数について

工事期間中の交通管理に要する「交通誘導警備員」の数量については、交通誘導警備員が必要と想定される主な工種の「作業日当たり標準作業量」から算定した作業日数を用いている。

○当該工事区間における配置人数

- ・工事区間の出入り口に交通誘導員Bを配置する。
- ・参考配置人数：4人
- ・昼夜別：昼
- ・交代要員の有無：無

追記

1) 所轄警察署との交通協議により、交通誘導警備員の配置変更等があった場合には、別途協議の上設計変更することができる。

2) 施工数量に変更が生じた場合にいて、これと連動する交通誘導員の計上日数が変更となるときは、別途協議のうえ設計変更することができる。

3) 交通誘導警備員の定義は次のとおり

交通誘導警備員A：警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の誘導警備員

(大崎市では、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会受講者も認める)

設計者 氏名			設計検討者 氏名		課長印
令和7年度	工事名	令和7年度 新堀川管理用道路整備工事 (2025001180)			
工期	令和 年 月 日 から 令和8年 2月27日 まで				
起工理由					
<p>工事概要</p> <p>施行延長 L=430m</p> <p>管理用道路盛土 V=1,000m³</p> <p>敷砂利 (W=3.0m, RC-40 t=10cm) V=130m³</p>					

設計単価リスト

別紙

工事名 令和7年度 新堀川管理用道路整備工事

設計内訳書（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
管理用道路盛土工		式	1				
管理用道路盛土		m3	1,000				单 1号
敷砂利工		式	1				
敷砂利	W=3.0m, RC-40, t=10cm	m3	130				单 2号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日					单 3号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

1次単価表

単価使用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単価	
1	

単 1号	管理用道路盛土		単位	m3	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
路体(築堤)盛土	4.0m以上, 20,000m3未満, 無し		m3	1			
土材料			m3	1.33			
合計							
単価							円／m3

1次単価表

単価使用年月	2025.08
歩掛適用年月	2025.08
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単価	
1	

単 2号	敷砂利	W=3.0m, RC-40, t=10cm	単位	m3	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理		m3	1			
再生クラッシャーラン RC-40			m3	1			
合計							
単価							円／m3

【参考資料】積算入力データリスト（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事			事業区分	道路新設・改築
工事区分・工種・種別・細別・施工歩掛け・規格	単位	数量・構成比 前回／今回 入力条件	単価 前回／今回	金額 前回／今回	摘要
道路改良 (0001)	式	1			
道路土工 (0002)	式	1			
管理用道路盛土工 (0003)	式	1			オプション入力
管理用道路盛土 (0004)	m3	1,000			オプション入力 第0001号単価表 単位数量 1 m3 管理費区分 0 歩 2025.08 単 2025.08 単価地区 大崎市（旧松山町） 労調係数 1.000 00-00 0
路体(築堤)盛土	m3	1			週休2日補正 4週8休以上(通期)
J01 施工幅員		4.0m以上			CB210510
J02 施工数量		20,000m3未満			管理費区分 0
J03 障害の有無		無し			歩 2025.08 単 2025.08
					単価地区 大崎市（旧松山町）
					労調係数 1.000 00-00 0
土材料	m3	1.33			単価補正
					CB210550
					管理費区分 0
					歩 2025.08 単 2025.08
					単価地区 大崎市（旧松山町）
					労調係数 1.000 00-00 0

※入力条件は、積算の考え方を示したものであり、指定事項ではありません。

【参考資料】積算入力データリスト（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事			事業区分	道路新設・改築
工事区分・工種・種別・細別・施工歩掛け・規格	単位	数量・構成比 前回／今回 入力条件	単価 前回／今回	金額 前回／今回	摘要
					単価補正
敷砂利工 (0005)					オプション入力
敷砂利 (0006)	m3	130			オプション入力 第0002号単価表 単位数量 1 m3 管理費区分 0 歩 2025.08 単 2025.08 単価地区 大崎市（旧松山町） 労調係数 1.000 00-00 0
					週休2日補正 4週8休以上(通期)
整地	m3	1			CB210610 管理費区分 0 歩 2025.08 単 2025.08 単価地区 大崎市（旧松山町） 労調係数 1.000 00-00 0
J01 作業区分					単価補正
再生グラッシャーラン RC-40	m3	1			Z002122003 管理費区分 0 歩 2025.08 単 2025.08 単価地区 大崎市（旧松山町） 労調係数 1.000 00-00 0
					単価補正
仮設工 (0007)	式	1			

※入力条件は、積算の考え方を示したものであり、指定事項ではありません。

【参考資料】積算入力データリスト（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事			事業区分	道路新設・改築
工事区分・工種・種別・細別・施工歩掛け・規格	単位	数量・構成比 前回／今回 入力条件	単価 前回／今回	金額 前回／今回	摘要
交通管理工 (0008)	式	1			
交通誘導警備員 (0009)	人日	4			第0003号単価表 単位数量 1 人日 管理費区分 0 歩 2025.08 単 2025.08 単価地区 大崎市（旧松山町） 労調係数 1.000 00-00 0
Q01 交通誘導警備員費			交通誘導警備員B		週休2日補正 4週8休以上(通期)
交通誘導警備員B (0010)	人日	1			WB010212 管理費区分 0 歩 2025.08 単 2025.08 単価地区 大崎市（旧松山町） 労調係数 1.000 00-00 0
直接工事費 (0011)	式	1			単価補正
共通仮設 (0012)	式	1			
共通仮設費（率計上） (0013)	式	1			
主たる工種 施工地域等補正 除雪工事補正 ICT施工補正	04:道路改良工事 補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 未使用 補正なし		1.0 1.00 1.0		

※入力条件は、積算の考え方を示したものであり、指定事項ではありません。

【参考資料】積算入力データリスト（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事			事業区分	道路新設・改築
工事区分・工種・種別・細別・施工歩掛け・規格	単位	数量・構成比 前回／今回 入力条件	単価 前回／今回	金額 前回／今回	摘要
週休2日補正		4週8休以上(通期)		1.02	
復興係数補正		あり		1.3	
実績変更対象費（積上げ）		0円			
純工事費 (0013)	式	1			
現場管理費 (0014)	式	1			
施工地域等補正		補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）		1.0	
工期日数（熱中症補正）		0日間			
真夏日日数		0日間			
補正係数		補正なし		0.00	
熱中症補正		自動設定		0.00%	
工期日数		0日間			
冬期日数		0日間			
積雪寒冷地区分		補正なし		0.00%	
施工時期補正		自動設定		0.00%	
緊急工事補正		補正なし		0.00%	
砂防・地滑り補正		補正なし		0.00%	
ICT施工補正		補正なし		1.0	
週休2日補正		4週8休以上(通期)		1.03	
復興係数補正		あり		1.1	
実績変更対象費（積上げ）		0円			
工事原価 (0015)	式	1			
一般管理費等 (0016)	式	1			
前払金支出割合による補正		補正を行わない		1.00	
財団法人等による補正		補正を行わない		1.00	
契約保証に係る補正率		金錢的保証		0.04%	
工事価格 (0017)	式	1			

※入力条件は、積算の考え方を示したものであり、指定事項ではありません。

【参考資料】積算入力データリスト（本01）

工事名	新堀川管理用道路整備工事			事業区分	道路新設・改築
工事区分・工種・種別・細別・施工歩掛け・規格	単位	数量・構成比 前回／今回 入力条件	単価 前回／今回	金額 前回／今回	摘要
消費税額及び地方消費税額 (0018)	式	1			
工事費計 (0019)	式	1			

※入力条件は、積算の考え方を示したものであり、指定事項ではありません。